

清川村ひまわり放課後児童クラブ 令和8年度入所児童募集のご案内

4月1日からの利用を希望する場合

- 受付期間 令和7年11月4日（火）～令和7年11月28日（金）
※土・日・祝日は受付できません。
※先着順ではありません。
- 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
- 受付場所 保健福祉センターやまびこ館1階 子育て健康福祉課 子育て支援係
- 提出書類 ①放課後児童クラブ入所申請書
②保護者の就労、疾病などの状況確認書類
③放課後児童クラブ早朝（延長）育成利用申込書（利用する場合のみ）
※子育て健康福祉課窓口、ホームページにおいて申請書類を配布します。
- 決定通知 令和7年1月下旬頃に通知
- 説明会 保護者説明会の開催を予定しています。
※説明会の案内は決定通知に同封します。
※見学も随時受付していますので子育て支援係までお問合せください。

5月以降の利用を希望する場合

年度途中からの入所については、随時申請を受付しています。
なお、申請後に入所可否の判定および傷害保険の加入手続きなどが必要となるため、緊急を要する入所は承ることができませんのでご了承ください。
申請前に子育て健康福祉課 子育て支援係までお問合せください。
■受付期間 入所希望日の2週間前まで

夏休み期間のみ利用を希望する場合

夏休み期間の入所については、年度当初の入所状況により決定します。
詳細は広報、ホームページにてお知らせしますのでご確認ください。

【注意】

※入所希望者が定員を超えた場合は入所をお待ちいただくことがあります。
※村から連絡する場合がありますので申請書には日中に連絡の取れる電話番号の記入をお願いします。



【お問合せ】

清川村役場 保健福祉センターやまびこ館 1階
子育て健康福祉課 子育て支援係
電話 046-288-3861
申請書は村ホームページからもダウンロードできます。

放課後児童クラブの概要

清川村では、放課後等において家庭で保育を受けられない児童に対し、健全な育成を図ることを目的に「ひまわり放課後児童クラブ」を開設しています。

- 1 開所場所 清川村煤ヶ谷2130番地 村立清川幼稚園内
- 2 対象児童 清川村立小学校に在籍し、保護者の就労、その他の理由（疾病、介護、看護等）により、放課後等において保育を受けられない児童で、かつ、集団生活を営む上で著しく支障がない児童
※原則として、ご家族の中の成人すべての方（65歳以上は除く）が就労等をしていて、閉所時間（19時）までに児童のお迎えが可能なこと。
- 3 開所時間 ○登校日は放課後から18時30分まで
○長期休業日（夏休み等）、学校の振替休日及び平日にあたる祝日は、8時30分から18時30分まで
- 4 延長保育 ○18時30分から19時まで
○一回100円（月負担限度額 1,000円 早朝・延長合算）
- 5 早朝保育 ○8時から8時30分（一日保育の場合）
○一回100円（月負担限度額 1,000円 早朝・延長合算）
※早朝・延長保育ともに保護者の就労時間等の事情がある場合に限る。
- 6 休所日 土曜日、日曜日、年末年始（12月29日から1月3日）夏季3日間
- 7 費用 育成料：月額6,000円
《支払方法》口座振替または納付書（口座振替の場合別途手続きが必要です。）
教材費、おやつ代：月額2,000円、夏季休暇については別途費用負担あり
《支払方法》集金袋（保護者の方から指導員に手渡ししてください。）
傷害保険料：年額1,620円（年度により変動あり）
※ただし、育成料については、16日～末日までに入所した場合及び1日～15日までに退所した場合、3,000円になります。

入所の要件と必要書類

- 1 入所要件 同居している成人（父母、祖父母、おじ・おば、兄弟姉妹などの18歳～65歳未満の方）すべての方が就労している、または療養中などであること。
- 2 必要書類 ①放課後児童クラブ入所申請書
※児童の障がいや発達に気になる点がある場合は、状況や必要な配慮について必ずご記入ください。
②保護者の就労、疾病などの状況確認書類（就労証明書、療養状況証明書等）
※65歳未満のすべての方の書類が必要です。
※勤務形態によっては、就労証明書に添付して頂く書類がありますので詳しくは記載例をご確認ください。
③放課後児童クラブ早朝（延長）育成利用申込書（利用する場合のみ）

入所の審査について

1 入所審査について

- ・保護者の就労状況、学年、家庭状況などについて、審査を行った上で入所決定をします。申込受付順ではありません。
- ・入所申請後、児童の生活状況などの調査を行う場合があります。児童の発達などの状況や配慮の必要度、施設状況などを総合的に判断し、集団生活が可能であると認められた場合に入所を決定します。
- ・入所審査は年度ごとに実施し、入所継続希望者や、兄弟姉妹での優遇はありません。翌年度も引き続き利用を希望される場合は改めて申請が必要です。
- ・入所後も、保護者の勤務状況、療養状況などの調査を行う場合があります。

2 入所審査の結果について

- ・承認、保留、不承認のいずれの場合も、結果は文書で通知します。

児童クラブの利用にあたって

1 お預かりについて

- ・新年度は入学式前の4月1日より預かりを開始します。
- ・学校を欠席している場合、クラブのみの利用はできません。
- ・学級閉鎖の場合、その学級に在籍している児童は学級閉鎖期間中、体調がよくてもクラブの利用はできません。

2 児童の送迎について

- ・クラブへの送迎は児童の安全を考え保護者または成人の代理人が行い、直接指導員と引き渡し、引き取りをしてください。
- ・別の方がお迎えに来る場合は、必ずクラブへ連絡してください。

3 出欠席の連絡について

- ・欠席する場合は、メール、LINE、電話、連絡ノート等各手段にて必ず事前に連絡してください。
- ・学校を欠席、早退した場合は、別途クラブへ連絡してください。
(学校からクラブへの連絡はありません。)
- ・連絡がなく欠席した場合、保護者の職場などに確認の連絡をする場合があります。

緊急時の対応について

大規模災害などで学校が休校になった場合、クラブは原則閉所します。

1 風水害(台風・大雪)などにおける対応

【登校日】

- ・下校前に気象警報の発表や災害等が発生した場合、学校で児童をお預かりしますので学校の先生から保護者の方へ引き渡しとなります。(児童クラブへは来所しません)。
- ・児童クラブに来所後に同様の災害等が発生した場合、クラブで安全にお預かりし、状況により保護者の方へ連絡しますので、速やかにお迎えをお願いします。

※村の避難情報などにより安全な場所へ移動することがあります。

※平時から児童の下校時間の把握をお願いします。

【休校日】

長期休業日（夏休み等）、学校の振替休日及び祝日に同様の災害等が発生した場合や、発生する可能性が高い場合は学校の取り扱いと同様以下のとおり対応します。

（状況により開所時間前に緊急連絡をする場合があります）

- ・朝6時の時点で清川村に警報が発令されている場合、臨時閉所（預かりは行いません。）
- ・開所時間以降に清川村に警報が発令された場合、状況により保護者の方へ連絡しますので、速やかにお迎えをお願いします。
- ・警報が出ていない場合でも移動が危険だと思われる場合はご家庭で登所の判断をお願いします。

入所後の各種手続きについて

変更、退所の届出などについて

1 変更届

次の場合は、速やかにクラブまたは子育て健康福祉課に「申請事項変更届」を提出してください。

- ・入所申請書に記載した内容に変更があった場合（住所、連絡先、家族構成、保護者・児童氏名など）
- ・勤務先、勤務状況（就労日数・時間、休日など）が変わった場合は変更後の就労証明書の添付が必要です。
- ・その他、入所要件が変わった場合には添付書類が必要となります。

2 退所・休所届

クラブを退所・休所する場合は、原則、退所・休所日の前月末日までに退所・休所届を提出してください。

入所期間が15日以内である場合は育成料が半額になります。

当月に退所・休所届を提出した場合は利用日数にかかわらず育成料は全額になりますのでご注意ください。

クラブでの過ごし方について

1 昼食・水筒の用意

- ・学校給食のない日（学期始めや学年末、夏休みなど）は、お弁当・水筒・歯磨きセットを持たせてください。

2 着替えと持ち物

- ・着替え（下着・Tシャツ・ズボン・タオル・靴下）一式お預かりさせていただきます。持ち物には必ず記名をお願いします。
- ・長期休暇中は勉強道具を毎日お持ちください。

3 1日の流れ

【放課後】	【1日】
下校	各自登所
児童クラブに到着	お勉強タイム
宿題タイム	おやつ・自由時間
おやつタイム	お昼ご飯・しずかタイム
自由時間・外遊び	おやつ・自由時間
保護者のお迎え	保護者のお迎え